【報道資料】

令和４年１１月２８日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　奈良県田原本町

田原本町指定文化財の新指定について

町教育委員会では、町の歴史や文化を理解する上で重要となる文化財の指定を進めています。この度、町文化財保護審議会の答申を受け、下記文化財を町指定文化財に指定しました。

記

■ 名称及び員数　木造十一面観音立像（もくぞうじゅういちめんかんのんりゅうぞう）　一軀（いっく）
　　　　　　　　　附（つけたり）　木造毘沙門天立像（もくぞうびしゃもんてんりゅうぞう）　一軀（いっく）

■ 文化財種別　有形文化財（彫刻）

■ 所　在　地　磯城郡田原本町大字矢部 707

■ 所　有　者　矢部自治会

■ 時　　　代　平安時代（11 世紀末～12 世紀前半）

■ 指定年月日　令和４年 11 月 15 日

■ そ　の　他　詳細は別紙参照。
　　　　　　　拝観については、文化財保存課へお問い合わせください。

この件に関するお問い合わせ先：
　教育委員会事務局　文化財保存課　　TEL　0744-32-4404

【報道資料】

（別紙）新指定文化財の概要

名称	木造十一面観音立像	（附）木造毘沙門天立像
		 附：文化財本体に関連する物品や資料等を本体と併せて文化財指定すること
像高	168.4cm（五尺五寸六分）	41.7cm（一尺三寸九分）
品質構造	本体　クスノキ材　一木割矧造り　彫眼 漆箔・金泥（肉身部）及び彩色古色（衣部）	本体　ヒノキ材　寄木造 玉眼　彩色
時代	平安時代	江戸時代
所在	観音堂	毘沙門堂

田原本町南西部の大字矢部にある観音堂に伝わる等身大の十一面観音立像です。左手に水瓶、右手に錫杖を持つ長谷寺式十一面観音と呼ばれる姿をしています。

眼を伏せた優しい表情や、腰をわずかに左へひねるゆったりとした体勢、胸や腹の肉取りを控えた穏やかな表現などに、平安時代後期の仏像にみられる特色がよくあらわれています。一方で、面長な目鼻立ち、やや低い膝頭の高さや衣の表現などに古風な表現があることから、製作は平安時代後期でも 11 世紀末から 12 世紀前半と考えられます。

頭上面や腕、光背などはのちの時代の修理によるもので、左足には修理の記録とみられる「大永三年」(1523) の墨書が残ります。地域の方が幾度も修理を施して本像を大切にされてきたことがうかがえます。

本像は、大きさ、構造技法及び作風から優品であり、町内では数少ない等身の平安時代の仏像の大作として注目すべきものです。

なお、観音堂に隣接して、毘沙門天像（江戸時代）を祀る小堂があります。これは、観音が毘沙門天に変身して人々を救うという信仰があったためと考えられます。観音と毘沙門天を一セットとして祀る信仰が形として残っているのは珍しく重要であるため、この像も併せて指定しました。